

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1904号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（規則第6-1515号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（支給地域等）</p> <p>第2条 一般職員給与条例第17条の2第1項及び市町村立学校職員給与条例第18条の2第1項の人事委員会規則で定める地域並びに一般職員給与条例第17条の2第2項及び市町村立学校職員給与条例第18条の2第2項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域及び割合とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>（平成30年3月31日までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合）</p> <p>2 平成30年3月31日までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>（支給地域等）</p> <p>第2条 一般職員給与条例第17条の2第1項及び市町村立学校職員給与条例第18条の2第1項の人事委員会規則で定める地域並びに一般職員給与条例第17条の2第2項及び市町村立学校職員給与条例第18条の2第2項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域及び割合とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> <u>仙台市</u> <u>100分の6</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>（平成30年3月31日までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合）</p> <p>2 平成30年3月31日までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> <u>仙台市</u> <u>100分の6</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。